

【報告事項】

町田市内で路線バスを運行するバス事業者における バス利用特典サービスの廃止について

1. 概要

この度、市内で路線バスを運行するバス事業者（神奈川中央交通株式会社、小田急バス株式会社、京王バス株式会社）より、各社が運行している路線に適用している、P A S M O ・ S u i c a を利用した際に実施するバス利用特典サービス（資料1-2参照）を廃止する旨の申出がございました。

バス利用特典サービスは、I C カードの普及・促進という当初の目的を達したことから、今回廃止されるとのことです。

これに伴い、路線バスに準じた取扱としており、同サービスを適用している、町田市が運行する地域コミュニティバス及び小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業においても、路線バスにあわせて同サービスを廃止いたします。

2. サービス廃止路線（町田市運行路線）

- ・玉ちゃんバス（北ルート・東ルート・南ルート）
- ・かわせみ号（成瀬駅ルート）
- ・小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業

※玉ちゃんバス各路線及び小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業につきましては、協議運賃として届け出ている路線のため、【承認案件 第1号議事、第2号議事】としてご承認賜りたく、別途ご提案させていただいております。（資料1-3～1-6参照）

3. 実施時期

2021年4月以降（予定）

4. その他

- ・実施時期の決定やサービス廃止についてのご案内等が公表された際には、委員の皆様へ情報提供いたします。

(神奈川中央交通ホームページより)

バス利用特典サービス(バス特)について

ICカードでのバスご利用のサービスとして、「バス利用特典サービス(以下、「バス特」)」を実施しております。1カ月間(毎月1日～月末日)のICカード「PASMO(パスモ)」「Suica(スイカ)」による、「バス特」適用バスでの利用額に応じて、バスの運賃支払いにご利用いただける「特典バスチケット」を提供するサービスです。

- 1枚のICカード「PASMO」「Suica」で「バス特」適用バスを利用すると、毎月のバス利用額を計算するために、バスのご利用毎に「バスポイント」を、PASMO・Suicaに記録(累積)します。
- 神奈中バスでは、ご利用1円に対して1バスポイントを記録(累積)します。
- ICカードに記録(累積)された「バスポイント」により(1,000バスポイント毎)、自動的に「特典バスチケット」がICカードに記録されます。
- 「特典バスチケット」は、次回の「バス特」適用バス利用時に、自動的に優先して運賃の支払いに使用されます。

※「バス特」は、当社「バス特」適用バスの他、当サービスを実施するバス事業者で共通にご利用いただけます。詳しくは、ご利用になるバス事業者にお問合せください。

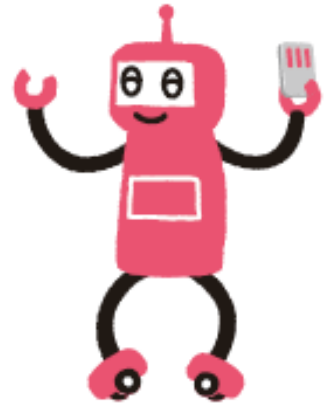
※当社「バス特」適用バスは、「PASMO」「Suica」がご利用いただける一般路線バス全路線(空港リムジンバス、深夜急行バス、コミュニティバス(一部を除く)は除きます。)です。

「バスポイント」について

- ご利用1円に対して、1バスポイントを記録。1,000バスポイント毎に、「特典バスチケット」をPASMO・Suicaに付与します。
- 「バスポイント」は、バス運賃としてはご利用いただけません。
- 「バスポイント」は、1カ月毎(毎月1日～月末日)最大10,000バスポイントまで記録されます。
- 10,000バスポイントを超えた場合または翌月になった場合は、新たに0バスポイントから記録されます。

「特典バスチケット」について

- 「特典バスチケット」は、10円単位でバス運賃の支払いに自動的に使用されます。
- 1回のバス利用で「特典バスチケット」に残額が発生した場合、残額がなくなるまで次回以降の利用時に自動的に優先して使用されます。
- 「特典バスチケット」の有効期限は10年間です。
- ※「特典バスチケット」の利用に対しては「バスポイント」は記録されません。



◆特典バスチケットご提供額とご利用可能額(平成22年4月1日より)

ICカードでの 支払い額累計 (バス利用累計)	累積 バスポイント	特典バスチケット	
		付与額	累計額 (バス利用お得額)
1,000円	1,000バスポイント	100円分	100円分
2,000円	2,000バスポイント	100円分	200円分
3,000円	3,000バスポイント	160円分	360円分
4,000円	4,000バスポイント	160円分	520円分
5,000円	5,000バスポイント	330円分	850円分
6,000円	6,000バスポイント	170円分	1,020円分
7,000円	7,000バスポイント	180円分	1,200円分
8,000円	8,000バスポイント	180円分	1,380円分
9,000円	9,000バスポイント	180円分	1,560円分
10,000円	10,000バスポイント	180円分	1,740円分

累計3,000バスポイント(支払額3,000円)で
160円分の特典バスチケット付与
合計で360円分の特典バスチケット
累計4,000バスポイント(支払額4,000円)で
160円分の特典バスチケット付与
合計で520円分の特典バスチケット

累計5,000バスポイント(支払額5,000円)で
330円分の特典バスチケット付与
合計で850円分の特典バスチケット

累計7,000バスポイント～10,000バスポイントの
1,000バスポイント毎に
180円分の特典バスチケット付与

累計10,000バスポイント(支払額10,000円)で
合計1,740円分の特典バスチケット

※ICカードの支払い額累計には、特典バスチケット使用分は含みません。

■バス車内での「特典バスチケット」のご案内について

「バスポイント」が累積され、1,000バスポイント毎に「特典バスチケット」をICカードに付与します。このとき、運賃箱の液晶画面および音声案内にてお知らせいたします。(表示例①)



チケットがつかまりました

「特典バスチケット」は、バス運賃の支払いに自動的に使用されます。このとき、運賃箱の液晶画面にてチケット利用額としてお知らせいたします。(表示例②)



【承認案件】

小田急バス株式会社におけるバス利用特典サービス廃止に伴う 玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」のサービス改定について

1. サービス改定内容

報告事項（資料1-1）にてご報告させていただいたとおり、この度、小田急バス株式会社より、同社が運行している路線に適用している、PASMO・Suicaを利用した際に実施するバス利用特典サービス（資料1-2参照）を廃止する旨の申出がございました。

これに伴い、路線バスに準じた取扱とし、同サービスを適用している玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」においても、路線バスにあわせて同サービスを廃止いたします。

2. サービス改定路線

- ・玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」
北ルート・東ルート・南ルート

3. 実施時期

2021年4月中（予定）

4. 協議証明書（案）

資料1-4参照

5. その他

- ・実施時期の決定やサービス廃止についてのご案内等が公表された際には、委員の皆様へ情報提供いたします。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則
第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

2021年2月 日付け町田市地域公共交通会議（書面開催）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線

町田市玉川学園、金井町の一部
別紙運行経路図のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

(1) 玉ちゃんバス北ルート

玉川学園前駅～ゆうき山公園～玉川学園前駅
玉川学園前駅～さくらんぼホール～玉川学園前駅
玉川学園前駅～ゆうき山公園～有楽入口
金井小学校～夕日ヶ丘～玉川学園前駅

(2) 玉ちゃんバス東ルート

玉川学園前駅南口～昭和薬科大学～玉川学園前駅南口
玉川学園前駅南口～こすもす会館～玉川学園前駅南口

(3) 玉ちゃんバス南ルート

玉川学園前駅南口～松見ヶ丘西～玉川学園前駅南口

3. 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

特殊回数旅客運賃（営業割引・高頻度利用者割引）を廃止する。
その他、運賃の種類、額及び適用方法等に変更なし。

2021年 2月 日
町田市地域公共交通会議
会長 岡村敏之

玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」運行案内

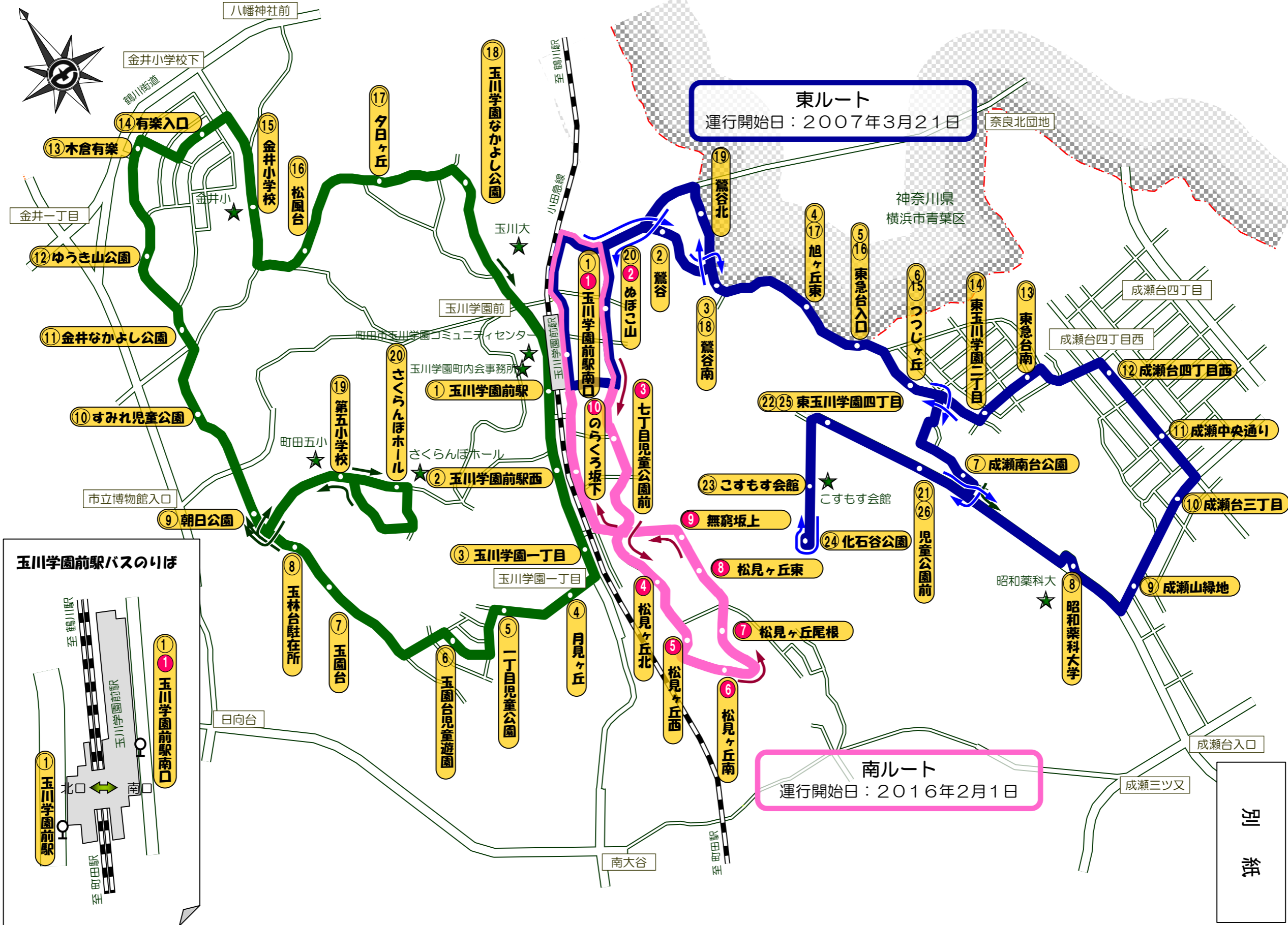
北ルート・東ルート・南ルート 運行経路図

2020年11月2日改定

北ルート
運行開始日：2005年3月21日

東ルート
運行開始日：2007年3月21日

南ルート
運行開始日：2016年2月1日



別紙

【承認案件】

神奈川中央交通株式会社におけるバス利用特典サービス廃止に伴う 「小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業」のサービス改定について

1. サービス改定内容

報告事項（資料1-1）にてご報告させていただいたとおり、この度、神奈川中央交通株式会社より、同社が運行している路線に適用している、PASMO・Suicaを利用した際に実施するバス利用特典サービス（資料1-2参照）を廃止する旨の申出がございました。

これに伴い、路線バスに準じた取扱いとし、同サービスを適用している小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業においても、路線バスにあわせて同サービスを廃止いたします。

2. 実施時期

2021年4月中（予定）

3. 協議証明書（案）

資料1-6参照

4. その他

- ・実施時期の決定やサービス廃止についてのご案内等が公表された際には、委員の皆様へ情報提供いたします。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則
第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

2021年2月 日付け町田市地域公共交通会議（書面開催）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線

町田市及び多摩市の一部

別紙「小山田桜台・多摩南部地域病院間小型バス運行事業の路線」のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

(1) 往路

小山田桜台～桜台入口～清住平～大泉寺～山の端～

大善倶楽部～山中集会所～唐木田駅東～多摩南部地域病院

（唐木田駅東は降車のみ）

(2) 復路

多摩南部地域病院～唐木田駅東～山中集会所～大善倶楽部～

山の端～大泉寺～清住平～桜台入口～多摩南部地域病院

3. 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

特殊回数旅客運賃（営業割引・高頻度利用者割引）を廃止する。

その他、運賃の種類、額及び適用方法等に変更なし。

2021年 2月 日
町田市地域公共交通会議
会長 岡村敏之

小山田桜台・多摩南部地域病院間
小型バス運行事業の路線

別紙

別図

